

議案第5号

災害時において応急措置の業務等に従事した者に係る 損害補償に関する条例の一部改正について

令和4年4月1日から施行される年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「年金制度改正法」といいます。）により、年金担保貸付事業（※）が廃止されます。これに伴い、災害時において応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（以下「条例」といいます。）第6条で定める損害補償を受ける権利のうち、ただし書の規定を削除する必要があるため、条例を一部改正します。

※ 年金担保貸付事業とは、年金受給者の一時的な資金需要に対して、年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う事業です。

1 経緯

条例第6条ただし書の規定では、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の融資に限り、年金である損害補償を受ける権利を担保にすることができると定めています。

この度、年金制度改正法による「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」の一部改正により、軍人恩給及び援護年金等を除く恩給・共済年金担保融資が廃止となりました。

これにより、株式会社日本政策金融公庫等が行う、年金である損害補償を受ける権利を担保にした融資の取扱いは終了するため、当該規定を削除します。

2 改正内容

条例第6条ただし書の規定を削除します。

3 改正による影響

これまで、条例に基づいた補償実績はありません。

4 施行期日

令和4年4月1日

災害時において応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第六条 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和四年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第六条 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金である損害補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p> <p>(後略)</p>